

中小企業の健全性支援マガジン（毎月1日発行）

BUSINESS ONE POINT

TFG ニュースレター

2021.8 No.360

今月のコンテンツ

[経営のお役立ち情報]

- ・ キャッシュレス納付のすすめ
- ・ 給与と外注費の違い
- ・ フィンテック

[今月のトピックス]

- ・ 金融情報コーナー
- ・ 今月のブックマーク
- ・ 月次支援金のお知らせ

健全性支援実績No1を目指す！

Tax & Financial Group
TFG 税理士法人
株式会社 東亜経営総研

TFG 検索

〒550-0011 大阪市西区阿波座1-4-4-8F

TEL(06)6538-0872

FAX(06)6538-0896

E-mail info@tfg.gr.jp
(編集担当 藤本)

キャッシュレス納付のすすめ

種類と手続きについて

電子申告の普及率は年々増加していますが、納付に関しては金融機関や税務署の窓口で現金納付する納税者が多いのが現状です。国税庁などでは金融機関や税務署に赴いて納税することが困難な人や、昨今のコロナ禍の情勢から対面での納付に抵抗のある人のために、自宅や会社から納付手続きのできるキャッシュレス納付の整備を進めています。今回はキャッシュレス納付の種類と、その手続きの方法について紹介していきます。

ダイレクト納付

国税電子申告・納税システム(以下、e-Tax)により申告書等を提出した後、納税者ご自身の名義の預貯金口座から、即時又は指定した期日に、口座引落としにより国税を電子納付する手続きです。

ご利用に当たっては、事前に税務署へe-Taxの利用開始手続きを行った上、税務署又は利用される金融機関に専用の届出書を提出していただくか、e-Taxにより届出書を提出する必要があります。

また、税理士が納税者に代わって納付手続きを行うことが可能ですが、その場合は事前に納税者本人の納税用確認番号等の登録が必要となります。

- ・ 利用可能な税目・・・すべての税目
- ・ 決済手数料・・・なし

インターネットバンキング等

インターネットバンキングやATM等により国税を電子納付する手続きです。

ご利用に当たっては、事前に税務署へe-Taxの利用開始手続きを行っていただく必要があります。また、即時での納付になるためあらかじめペイジー(収納機関と金融機関を共同のネットワークで結ぶマルチペイメントネットワークサービス)が使える金融機関を確認しておく必要があります。

- ・ 利用可能な税目・・・すべての税目

- ・決済手数料・・・なし

クレジットカード納付

インターネット上でのクレジットカード支払の機能を利用して、国税庁長官が指定した納付受託者へ、国税の納付の立替払いを委託することにより国税を納付する手続きです。

「国税クレジットカードお支払サイト」という国税のクレジットカード納付専用の外部サイトが開設されていますので、詳しくは下記の国税庁 HP をご確認ください。

<https://www.nta.go.jp/about/organization/fukuoka/topics/cashless/index.html>

アクセス方法

1. 国税庁ホームページから
国税庁ホームページで「国税クレジットカードお支払サイト」をクリックしてアクセス
 2. 確定申告書等作成コーナーから
確定申告書等作成コーナーで、納税額のある申告書を作成した場合等に表示される納付方法の案内画面からアクセス
 3. e-Tax(国税電子申告・納税システム)から
e-Tax を利用して電子申告・徴収高計算書データの送信又は納付情報登録依頼をした後に、メッセージボックスに格納される受信通知からアクセス
- ・利用可能な税目・・・すべての税目
 - ・決済手数料・・・納付税額に応じて発生
 - ・その他・・・利用可能額
一度の手続きにつき、1,000万円未満、かつ、ご利用になるクレジットカードの決済可能額以下の金額(決済手数料含む)となります。
 - ・・・ポイント還元
ポイントについてはカード会社の会員規約に基づきます。税金の支払いでポイントが貯まるかどうかをご利用のカード会社へ問い合わせする必要があります。

口座振替

納税者ご自身名義の預貯金口座からの口座引落としにより、国税を納付する手続きです。

ご利用に当たっては、事前に税務署又は希望する預貯金口座の金融機関へ専用の依頼書を提出していただくか、e-Tax により依頼書を提出する必要があります。

なお、転居等により、納税地を所轄する税務署が変更となる場合は、変更後の税務署へ新たに振替依頼書を提出が必要となります(税務署から「納付書送付継続依頼書」が送付された場合は、その依頼書を提出することも可能です)。

- ・利用可能な税目・・・申告所得税及び復興特別所得税
消費税及び地方消費税(個人事業者)
- ・決済手数料・・・なし

非対面で納税できるキャッシュレス決済が新型コロナウイルス感染症対策につながる点、納税者の利便性向上のほか、自治体や金融機関の業務効率化、現金管理のコスト削減など国税庁などがかけようとする狙いは多い

す。しかし、インターネットを介した手続きは便利ですが、その反面、不正アクセスなどのトラブルが発生する可能性もあります。ご利用に際しては十分に確認のうえ手続きを進める必要があります。

給与と外注費の違い

実務上の留意点

税務上、労働サービスに対する対価を外注費とするか給与とするかの違いを明確に区分することは重要です。区分するにあたっての留意点を以下でご紹介します。

給与と外注費（源泉徴収義務、消費税との関連も含めて）

・給与

社員、アルバイト、パートなど色々な雇用形態がありますが、すべて給与支給時に所得税の源泉徴収義務が生じます。給与に対して消費税はかかりませんので消費税は不課税取引として取り扱われます。

・外注費

外注費の場合は源泉徴収義務はありません。外注先への支払は消費税がかかりますので、消費税は課税仕入取引として取り扱われます。

給与と外注費の判定基準

・給与は「雇用契約」又はこれに準ずる契約に基づいて受ける役務提供の対価です。

・外注費は「請負契約」又はこれに準ずる契約に基づいて受ける役務の提供の対価です。

留意していただきたいことは、「形式的」に請負契約書があれば外注費になるものではないということです。給与と外注費の区分が明確でない場合には税務上、「形式上」の要件に加えて、下記の ~ の事項を総合的に勘案して判定することになります。

業務の「代替性」があるか否か

その契約にかかる役務の提供に関して、他人が代替して業務を行うことができるか否かという視点です。代替して業務を行える場合、外注費となります。つまり、仕事の基準が充足されていれば、外注先のスタッフ等に業務を委託してもいいこととなります。

外注先が「自らの計算」で、請求書の発行を行っているか否か

外注先が自らの計算で、請求書を発行して、支払いを受けている場合は基本的に外注費となります。請求書もなく、請負金額を発注元が時間単価で計算して支払っている場合、雇用契約があるものとみなされる可能性があります。

役務提供に当たって指揮命令系統はどうなっているか

外注者であれば、独自に行動することが基本ですので、発注元からの指揮監督命令を受けない場合、外注費となります。指揮監督命令を受けるということは雇用関係があるとみなされる可能性があります。

役務提供にかかる材料や工具類の提供があるか否か

外注先自体が材料などを独自に用意する場合、外注費になります。給与であれば、作業に使う材料や工具類は会社から用意されるものと考えられます。

まだ引渡し完了していない完成品が不可抗力で滅失した場合、当該者が権利として報酬の請求を行

うことができるか否か

請求することができない場合、外注費となります。外注であれば、期限内に商品の納入がない場合、対価の支払いはないものと考えられます。

上記の内容で判断しますが、契約内容、業務実態に応じて「総合的に判断」が行われることに留意が必要です。

最後に

税務調査で会社が外注費処理していたものが給与と認定された場合

源泉徴収義務を負う必要があること

消費税の仕入税額控除ができないこと

上記のように二重で税金が増えることになってしまいます。したがって、給与と外注費の区分については慎重に判断しておく必要があります。



金融情報コーナー

日本政策金融公庫での、事業資金申込みの際は、インターネットによる申込みがスタートしています。又その際面倒な添付書類は、税理士がサポートできます。しかもTFGで決算期ごとに日本政策金融公庫にデータ送信の申込みをされている場合は、添付書類は一部省略できます。

フィンテック

広義の概念 -

2000年代前半から世界で使われ始め、日本でも聞かれるようになった「FinTech(フィンテック)」。近年ではキャッシュレス決済に注目が集まったこともあり、多くの方にその存在が認知されてきました。ですが「フィンテック」という言葉は知っていても、詳しい内容まではしっかり理解されている方は少ないのではないでしょうか？

そもそもフィンテックとは

「フィンテック(Fintech)」とは、「金融=ファイナンス(Finance)」と「技術=テクノロジー(Technology)」を組み合わせた造語です。「金融とICT(情報技術)を組み合わせた新しいサービスや金融商品、そしてそれらを提供する企業」などを総称する言葉と言えます。

では、具体的にどのようなものがあるか次でご紹介いたします。

フィンテックに分類されるサービス

1. インターネットバンキング

パソコンやスマートフォンから、インターネットを介して銀行口座の残高確認や振り込みができるサービス。

2. キャッシュレス決済・スマートペイメント

QRコードやバーコード、NFC(近距離無線通信)を介して、現金を用いず支払いを完成する仕組み。

3. 仮想通貨・暗号資産

インターネットを通じて、人や企業の間でモノやサービスの対価として使用でき、また専門の取引所を通じて法定通貨と交換することもできます。暗号技術による安全性の確保や、ブロックチェーンによる取引データの共有など、多くの最新技術が用いられます。

4. クラウドファンディング

インターネットを介して不特定多数のユーザーから資金調達を行う仕組み。個人から企業まであらゆる規模のプロジェクトが存在します。

5. クラウド会計ソフト

従来の買い切り型の会計ソフトとは異なり、サービス利用料を支払いインターネット上で会計システムを利用するサービス。

6. 個人家計簿・資産管理

銀行口座やクレジットカードなど、自身が利用する金融サービスと連携することで、個人の資産管理を行うサービス。

7. ソーシャルレンディング

インターネットを介して、お金を借りたい人と貸したい人を結びつける仲介サービス。

8. インシュアテック

保険(Insurance)とテクノロジー(Technology)を組み合わせた新たな保険サービスやその取り組みの総称。フィンテックの保険版とも言われています。

今後期待される効果

1. 新たな発想によるサービスの創出

フィンテック以前の金融サービスは、銀行や証券会社、クレジットカードなど、大規模な金融機関によって提供されるものがほとんどでした。しかし、ICTを活用することにより他業種やベンチャー企業の参入が容易になりました。したがって既存の金融業界の常識にとらわれないサービスや、デジタルネイティブな新たな価値観を持つ世代にフィットしたサービスや商品の開発が盛んにおこなわれるようになりフィンテック企業が台頭してきつつあります。

2. 低コスト化

フィンテックの特徴の一つとして、テクノロジーを駆使したサービスの自動化や効率化が挙げられます。例えばネット銀行は、従来の銀行が膨大な人材資源を投入し、全国または特定の地域に広がる支店ネットワークと窓口でこなしていた業務を、実店舗ゼロで行っています。こうした自動化や効率に伴い、フィンテックをベースとしたサービスの多くは、従来型の金融サービスと比較して消費者が負担する利用料や手数料を抑えることに成功しています。

今後さらなる進化の余地がある分野として、いろいろな企業が名乗りを上げてきております。

こうした環境の中で消費者は選択の幅が広がると同時に、より自分に合ったものを見つけなければなりません。これからはいいサービス・商品があったとしても見つける必要性が出てきます。情報アンテナを張ってより良いサービス・商品を見つけてご利用ください。



今月のブックマーク

経済産業省ではグリーンイノベーションプロジェクトとして地球環境に配慮した資源エネルギーに関しての検討会が行われております。その部会の検討議事が掲載されており将来に向けての国の施策が見えます。

経済産業省 グリーンイノベーションプロジェクト部会

https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/green_innovation/index.html

月次支援金のお知らせ

2021年4月以降に緊急事態宣言又は、まん延防止等重点措置が発令されたことを受け、飲食店の時短営業や不要不急の外出移動の自粛により、売上が50%以上減少した中小法人・個人事業者等の皆様に、「月次支援金」が給付されます。新たに8月分が追加されました。

- 対象者：・緊急事態宣言又は、まん延防止等重点措置に伴う飲食店時短営業又は外出自粛等の影響を受けていること。
 ・2019年比又は2020年比で、2021年の対象月の売上が50%以上減少していること。

給付額：2020年又は2019年の基準月の売上 - 2021年の対象月の売上

上限：中小法人等20万円 個人事業者10万円

申請受付期間：4・5月分 6月16日～ 8月15日

6月分 7月 1日～ 8月31日

7月分 8月 1日～ 9月30日

8月分 9月 1日～ 10月31日

一時支援金を登録確認機関で確認していれば月次支援金での確認は不要です。

一時支援金を申請せず、月次支援金を申請する場合は登録確認機関の確認が必要です。

TFGは登録確認機関です。

TFG夏季休暇のご案内

8月12日(木)から8月16日(月)を夏季休暇とさせていただきます。

TFGでは経営管理システムの一環として国際基準のISOにも従来より取り組んでおり、また経営計画策定や事業承継、海外取引・進出に関する支援等についてのコンサルティング業務も、ご遠慮なくご連絡ご相談下さいませ！

TFGでは現在、時差出勤及びテレワークを限定的に実施しております。ご不便をおかけすることがあるかもしれませんがご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

TFG

起業・革新・ベンチャー支援 ... **T&FG** group

TFG 税理士法人
株式会社東亜経営総研

中小企業経営力強化支援法に基づく経営革新等支援機関に認定されております

〒550-0011 大阪市西区阿波座1丁目4番4号
野村不動産四ツ橋ビル8F
(06) 6538-0872 (代表) FAX (06) 6538-0896
[URL] www.tfg.gr.jp [E-mail] info@tfg.gr.jp

TFG ニュース編集担当 藤本 清